

国民年金保険料を納めることが難しいときは・・・

7月から平成26年度（7月～平成27年6月分）の 国民年金保険料の免除・若年者納付猶予申請の受付が始まります

★市民課年金保険係 ☎1114・市民福祉課市民係 ☎1333・熊谷年金事務所 ☎048-522-5012

失業や所得が少ないなどの理由により国民年金保険料（平成26年度 15,250円/月）を納めることが困難なときは、免除制度や若年者納付猶予制度がありますのでご利用ください。7月1日から平成26年度の受付が始まりますので、制度を受けたい人は忘れずに申請してください。

なお、免除等の申請は原則として毎年度必要ですが、昨年度に全額免除又は若年者納付猶予の承認（失業等を理由とした特例による免除承認は除く）を受けた人で、あらかじめ翌年度以降の継続申請を希望している場合は、今年度の申請は必要ありません。後日、年金事務所から郵送される審査結果を確認してください。

※学生である期間は、免除・若年者納付猶予の申請はできませんので、学生納付特例制度をご利用ください。

保険料免除制度

対象

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の人

免除される額

所得額に応じて全額、4分の3、半額、4分の1のいずれか

若年者納付猶予制度

対象

30歳未満で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の人

学生納付特例制度

対象

学生で、本人の前年所得が一定額以下の人

※平成26年度分の学生納付特例制度の申請は4月から受け付けています。

失業等による特例

失業等を理由とした免除（特例免除）申請の場合には、失業等の特例に該当する人（配偶者・世帯主も対象）の所得審査はありません。なお、特例免除の申請が可能な期間は、失業日を起算日として、その前月から翌々年の6月（学生納付特例は3月）までです。

（例）平成26年度分の免除申請の場合、失業日（離職日の翌日）が平成25年1月1日以降であれば申請可能です。

申請方法

申請場所 市民課年金保険係（市役所1階）、市民福祉課市民係（総合支所仮庁舎）

持参するもの

- ①年金手帳又は基礎年金番号のわかるもの（納付書など）
- ②印鑑
- ③1月2日以降に本庄市に転入した人は、1月1日時点の住所地での所得証明書（控除内訳の記載のあるもの）※本人以外の所得審査対象者も同様
- ④失業等による特例免除の申請を行う人は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などの写し
- ⑤学生納付特例制度を申請する人は、学生証（コピー可。ただし、有効期限が裏面記載の場合は両面コピー）又は在学証明書

申請はお早めに

免除・若年者納付猶予・学生納付特例は、いずれも申請時点から2年1か月前まで遡って申請できますが、申請が遅れると万一の際に障害年金や遺族年金を受けられない恐れがありますので、免除等の申請はお早めをお願いします。

また、過去期間について免除等の申請をする場合は、申請対象年度に対応する添付書類が必要となりますので、ご注意ください。

免除等の所得基準額

(所得審査対象者全員の前年所得が下記の計算式で計算した金額以下であること)

	所得基準額	月額保険料 (平成26年度)
全額免除・若年者納付猶予	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円	0円
4分の3免除	78万円 + (扶養親族等の数 × 38万円※) + 社会保険料控除額等	3,810円
半額免除	118万円 + (扶養親族等の数 × 38万円※) + 社会保険料控除額等	7,630円
4分の1免除	158万円 + (扶養親族等の数 × 38万円※) + 社会保険料控除額等	11,440円
学生納付特例	118万円 + (扶養親族等の数 × 38万円※) + 社会保険料控除額等	0円

※扶養親族等が、老人控除対象配偶者・老人扶養親族(70歳以上)の場合48万円、特定扶養親族(19歳～23歳未満)及び16歳から19歳未満までの扶養親族の場合は63万円。

免除等と将来の年金受給との関係

	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金	後から保険料を納めることは
	受給資格期間	全額納付した場合の年金額と比較した場合	受給資格期間	
全額免除	算入される	年金額に8分の4が反映	算入される	10年以内なら可(3年度目以降は、当時の保険料に加算金がつきます)
4分の3免除(※1)		年金額に8分の5が反映		
半額免除(※1)		年金額に8分の6が反映		
4分の1免除(※1)		年金額に8分の7が反映		
若年者納付猶予・学生納付特例		年金額には反映されない		
未納	算入されない	年金額には反映されない	算入されない	2年を経過すると不可(※2)

※1一部免除の場合、納付すべき保険料を納めないと未納と同じ扱いとなります。

※2平成24年10月から平成27年9月までの期間は、特例措置として過去10年分まで可。

平成26年度

市民税・県民税の課税についてお知らせします

市民税・県民税の

申告相談を行います

市では、市民税・県民税の申告が必要と思われる人に、申告をお願いする通知を8月中旬に発送し、申告相談を実施する予定です。

対象

- ①前年に市民税・県民税が課税されていて、今回申告していない人
又は給与支払報告書(年金も含む)が市に提出されていない人
 - ②不動産収入又は報酬(外交員報酬含む)などがあり、申告をしていない人
- ※所得税が課税される場合や、源泉徴収された支払調書などがある場合は、税務署へ申告してください。

所得・課税証明書の発行について

これから申告をする人で、所得・課税証明書が必要な場合は、申告後に発行します。

また申告の結果、課税になる場合などには、証明書の発行は「税額決定・納税通知書」の発行後になります。証明書の発行までに期間を要しますので、早めに申告してください。

扶養控除の

確認を行います

確定申告書又は給与支払報告書(年金も含む)に基づき、次の①②に該当する人に電話又は通知で扶養の確認を行います。

また、市外の人を扶養している場合は、その住所地の市役所などへ被扶養者の合計所得などの確認を行います。

- ①重複して扶養をとっている場合
 - ※複数の納税義務者が同一の人を扶養対象親族とすることはできません。
 - ②確定申告書又は給与支払報告書(年金も含む)に扶養の記載があるが、その扶養者を特定できない場合
- ※確認の結果、扶養などが取り消される場合があります。変更内容などは、本人(普通徴収の場合)又は勤務先(特別徴収の場合)に通知します。
- ※お問い合わせは左記へ
★課税課 ☎11123

